

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年9月1日

世田谷区

1 業務概要

この公募では、世田谷区立野毛青少年交流センターの運営業務を請け負う事業者と希望丘青少年交流センターの運営業務を請け負う事業者をそれぞれ選定する。なお、2件の契約を同一の事業者が受託することも可能とする。

(1) 件名

世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、事業者募集要項等を参照すること。

世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託

運営業務

() 施設運営管理業務

- ・受付業務
- ・日常業務
- ・防火・防災にかかわる業務
- ・帰宅困難者対策の実施
- ・災害への対応

() 若者の居場所の運営及び事業の実施

- ・若者の居場所の運営
- ・各種プログラム等の実施
- ・菜園の管理・運営
- ・宿泊事業の実施
- ・「のげ青縁日」等の地域イベントの開催
- ・「野毛青少年交流センターフェスティバル」の実施
- ・ワークショップ・アンケートの実施
- ・児童館との連携強化

() 地域におけるネットワーク構築業務

- ・地域懇談会
- ・関係機関主催のネットワーク会議等への出席

() 広報活動業務

- ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
- ・施設ホームページ・SNSの更新・保守
- ・広報誌の発行

() 野毛青少年交流センター運営委員会の開催

- () 区への活動結果報告
- ・月次報告
- ・年次報告

若者の福祉的な就労事業

- () 若者の福祉的な就労事業の実施
- () その他、若者の福祉的な就労事業に付随する業務

世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託

- () 施設運営管理業務
 - ・受付業務
 - ・日常業務
 - ・防火・防災にかかわる業務
 - ・帰宅困難者対策の実施
 - ・災害への対応
- () 若者の居場所の運営及び事業実施
 - ・若者の居場所の運営
 - ・各種プログラム等の実施
 - ・カフェキッチンの運営（就労体験・就労支援事業）
 - ・菜園の管理・運営
 - ・「アップス縁日」等の地域イベントの開催
 - ・「希望丘青少年交流センターフェスティバル」の実施
- () 若者・地域の参加・参画、協働による運営
 - ・運営委員会の開催
 - ・ワークショップ・アンケートの実施
 - ・児童館との連携強化
- () 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・地域懇談会
 - ・関係機関主催のネットワーク会議等への出席
 - ・複合施設全体の運営会議への出席
- () 広報活動業務
 - ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
 - ・施設ホームページ・SNSの更新・保守
 - ・広報誌の発行
- () 協定大学と連携した「若者の身近な居場所」運営サポート業務
- () 区への活動結果報告
 - ・月次報告
 - ・年次報告

(3) 履行期間

世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、次年度の契約を締結する。

2 事業実施経費（提案限度額）

- (1) 世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託
令和4年度～令和6年度 51,813千円（税込）/年間
- (2) 世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託
令和4年度～令和6年度 73,644千円（税込）/年間

実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。

事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとする。

契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

区との契約では予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は別紙をご確認ください。

3 応募資格 世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託（以下 という）・世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託（以下 という）共通

令和3年9月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を受けている法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 世田谷区あるいは世田谷区近郊に活動拠点を有していること。
- (5) 平成28年度以降、国又は自治体における若者支援に関する事業等を実施した実績があること。

4 提案書提出者の選定 ・ 共通

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 審査基準 ・ 共通

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

6 公募スケジュール ・ 共通

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、スケジュールが変更になる可能性がある。

内容	日程	備考
手続開始の公告日	9月1日(水)	
説明書の交付	9月1日(水)～ 9月14日(火)	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	9月14日(火)17時	持参または郵送(書留郵便に限る)とする。
プロポーザル招請通知	9月16日(木)	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。
施設見学・説明会	9月22日(水)	見学を希望する場合は9月17日(金)17時までに「7手続き等(1)担当課」あてに連絡すること。
質問票の提出期限	9月24日(金)17時	質問は電子メールにて受け付ける。 質問内容および回答は、公募参加資格のある全事業者へ電子メールで送信する。
提案書の提出期限	10月13日(水)17時	持参に限る。
第一次審査	10月14日(木)～ 10月25日(月)	第一次審査で各施設の上位3事業者を選抜する。
第一次審査結果通知	10月26日(火)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 プレゼンテーション	11月16日(火)	第一次審査の上位3事業者を対象にして、プレゼンテーションを実施する。
第二次審査結果通知	11月 下旬	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月1日(金)	

7 手続き等 ・ 共通

(1) 担当課

【住所】〒154-8504

世田谷区世田谷4丁目21番27号 第一庁舎5階52番窓口

【所管】 世田谷区 子ども・若者部 若者支援担当課 (担当)井上・酒井・村主

【電話】 03-5432-2585

【FAX】03-5432-3050

受付時間：午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和3年9月1日(水)～令和3年9月14日(火)まで

交付場所及び方法：世田谷区ホームページからダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [目次から探す](#) [子ども・教育・若者支援](#) [子ども・青少年・若者支援](#) [青少年交流センター](#)にて公開

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 3 年 9 月 1 4 日（火）1 7 時まで（必着）

提出場所：上記（ 1 ）担当課

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

(4) 質問票の提出期限及び方法

提出期限：令和 3 年 9 月 2 4 日（金）1 7 時まで

提出方法：質問は全て電子メールにて受け付ける。電話、F A X では受け付けない。プロポーザル招請通知に記載のメールアドレスへ提出。提出の際は、メールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、送信後、「(1) 担当課」に記載の電話番号に連絡すること。

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 3 年 1 0 月 1 3 日（水）1 7 時まで（必着）

提出場所：上記（ 1 ）担当課

提出方法：持参に限る

8 その他 ・ 共通

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

(6) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(7) 関係機関への取材制限

本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(8) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(9) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。

(10) 随意契約の締結予定

当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方（受託者）との随意契約により締結する予定 【なし】

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

○世田谷区公契約条例とは

世田谷区が事業者と結ぶ契約(公契約)に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



○区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。

これまでも区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。

2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。

(1)「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。

(2)「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

○事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。

2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。

3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。

4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。

5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

○労働報酬下限額とは

1. 概要

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。

契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

2. 対象

予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)

3. 告示額

次ページのとおり

○労働条件確認帳票とは

1. 概要

労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

2. 対象

予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)

3. 閲覧場所(※契約内容によって取扱い窓口が異なります。)

(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約

(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例や労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係

電話: 03-5432-2145~2152・2173・2435

ファクシミリ: 03-5432-3046

○労働報酬下限額一覧

※令和3年3月17日告示による

(適用対象は令和3年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

■対象契約:工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

■労働報酬下限額:東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円
2	普通作業員	2,295円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,295円
5	法面工	2,880円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,731円
10	鉄筋工	2,933円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,103円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,614円
15	運転手(一般)	2,157円
16	潜かん工	3,230円
17	潜かん世話役	3,804円
18	さく岩工	3,284円
19	トンネル特殊工	3,124円
20	トンネル作業員	2,635円
21	トンネル世話役	3,570円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,783円

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
25	土木一般世話役	2,710円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,561円
28	潜水士	4,399円
29	潜水連絡員	3,103円
30	潜水送気員	3,029円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,962円
33	型わく工	2,795円
34	大工	2,720円
35	左官	2,944円
36	配管工	2,497円
37	はつり工	2,667円
38	防水工	3,177円
39	板金工	3,039円
41	サッシ工	2,731円
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,731円
46	ダクト工	2,434円
47	保温工	2,412円
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,658円
51	交通誘導員B	1,477円
52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額:1時間当たり1,365円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

■対象契約:工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

■労働報酬下限額:1時間当たり1,130円